○平成二年郵政省告示第二百七十三号(認定学校等の卒業者が無線従事者国家試験を受ける場合における試験の免除について定める件)

二 [略]	に係る教育課程を修了した者に限るものとする。	職大学の前期課程にあっては、修了)し、かつ、当該認定学校等の認定	う。)を卒業(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による専門	則第十三条の規定による認定を受けた学校等(以下「認定学校等」とい	一 従事者規則第七条の規定による免除を受けることができる者は、同規	改正後
二 [同上]		た者に限るものとする。	う。)を卒業し、かつ、当該認定学校等の認定に係る教育課程を修了し	則第十三条の規定による認定を受けた学校等(以下「認定学校等」とい	一 従事者規則第七条の規定による免除を受けることができる者は、同規	改正前

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

○平成二年郵政省告示第二百七十九号(学校等の認定基準を定める件)

改 正	後	改正	前
+;	電気通言術又は英語の試験が免除される無線従事者の条の規定による認定を受けることができる学校等は、	[恒4]	
<ul><li>資格に応じ、次の各号のとおりとする。</li><li>無続工学の基礎 電気通信様又は英語</li></ul>	。の討駁が免除される無綉従事者の		
1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校で	一十六号)第一条に規定する学校で	1 [同上]	
あって、電気通信に関する課程を設置するものについては、	置するものについては、次の表の		
資格	学校の区別	資格	学校の区別
(略)	(略)	(恒斗)	(恒斗)
第二級総合無線通信士、第二級海上無	短期大学(専門職大学の前)	第二級総合無線通信士、第二級海上無	無 短期大学
線通信士又は第二級陸上無線技術士	期課程を含む。)	線通信士又は第二級陸上無線技術士	高等専門学校
	高等専門学校		
(略)	(略)	(同上)	(同上)

[2~5 略]

[二~四略]

五 学校等の教員の資格及び数は、次の各号に適合すること。

- 対象とする場合に限る。 総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士を 外国語(英語(第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級 等学校設置基準によること。この場合において、基礎専門教育科目、 学設置基準、専門職短期大学設置基準、 のとする。 合に限る。 士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士を対象とする場 一級総合無線通信士、 教員の資格及び数は、大学設置基準、 以下本項において同じ。)の教員数については、 第二級総合無線通信士、 以下本項において同じ。))及び電気通信術(第 高等専門学校設置基準又は高 専門職大学設置基準、短期大 第三級総合無線通信 次によるも
- は、別表第一号及び別表第二号に掲げる基礎専門教育科目、外国語準又は高等専門学校設置基準による専門科目の専任教員のうち半数」、専門職大学設置基準、短期大学設置基準、専門職短期大学設置基

[2~5 同上]

三~四

同上

五 学校等の教員の資格及び数は、次の各号に適合すること。

- 1 じ。))及び電気通信術(第一級総合無線通信士、 線通信士を対象とする場合に限る。 級海上無線通信士を対象とする場合に限る。以下本項において同 基礎専門教育科目、外国語(英語(第一級総合無線通信士、第二級総合 学校設置基準又は高等学校設置基準によること。この場合において、 については、 無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二 教員の資格及び数は、大学設置基準、 第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無 次によるものとする。 以下本項において同じ。 短期大学設置基準、 第二級総合無線通信 )の教員数 高等専門
- 教育科目、外国語(英語)及び電気通信術を担当するものであるこ任教員のうち半数は、別表第一号及び別表第二号に掲げる基礎専門 短期大学設置基準又は高等専門学校設置基準による専門科目の専

一六・七 2 医 医 分 員中には、教授又は准教授を含まなければならないものとする。 (英語)及び電気通信術を担当するものであること。ただし、この教 略

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

ないものとする。といっては、教授又は准教授を含まなければならと。ただし、この教員中には、教授又は准教授を含まなければなら

[六・七 2 ハ・七 略] [二]~次 同上]